

市からの連絡帳

必要なもの 身体障害者手帳または愛の手帳 申請書（対象者には、用紙を送付済み） 障害者本人の認印（代理人の方が申請する場合はその方の認印も）
障害福祉課（☎ 042 - 438 - 4035）

心身障害者医療費助成制度 各種手当・助成制度の所得限度額および現況届

いずれの制度についても前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。

❖心身障害者医療費助成制度
提出期限 9月30日(金)

❖各種手当・助成制度
提出期限 8月31日(水)
(重度手当は11月中)

障害程度、年齢制限など各種の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

< 所得限度額 >

特別障害者手当	障害児福祉手当
税法上の扶養人数	障害者本人
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

心身障害者医療費助成	心身障害者手当
自動車燃料費助成	タクシー料金助成
税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者等)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

各種控除後 手当・助成用の控除額 の金額で判定

重度心身障害者手当・特別障害者手当等受給者の方に対して、現況届の用紙をお送りします。期限内の提出をお願いします。

❖重度心身障害者手当

提出期限 8月31日(水)

❖特別障害者手当^{など}
提出期限 9月9日(金)
障害福祉課（☎ 042 - 438 - 4035）

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届

現況届は、手当受給者・その配偶者・扶養義務者の方の前年の所得の状況・養育の状況などを確認するものです。

現在受給されている方(所得超過による支給停止の方を含む)には、7月末に「お知らせ」を送付しました。窓口でご本人が提出してください。

提出されない場合8月以降の手当が支給停止となる場合があります。

❖児童扶養手当
受付期間 8月1日(月)~31日(水)

❖特別児童扶養手当
受付期間 8月11日(木)~31日(水)
子育て支援課（☎ 042 - 460 - 9840）

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員に登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)。

時・場 時間厳守
8月9日(火)午前10時~正午・保谷保健福祉総合センター6階
保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)
説明会前日の午後5時までに電話で事務局へ(先着順)

☎ファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)
子ども家庭支援センター(☎042-425-3303)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

❖株式会社富士富建設
代表取締役 白岩 富二 様
秘書広報課（☎）
(☎042 - 460 - 9803)

保谷こもれびホール休館日

8月18日(木)は、館内設備点検および定期清掃などにより臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

☎保谷こもれびホール
(☎042 - 421 - 1919)
文化振興課（☎042 - 438 - 4040）

ごみなどの野外焼却は法律などで禁止されています

煙で窓が開けられない、臭いがついてしまうので洗濯物が干せないなど、野外焼却による苦情が多く寄せられています。

廃棄物を焼却する場合は、法律および条例の基準に適合している焼却設備で行わなければなりません。コンクリートブロックや鉄板で囲っただけといった簡易な設備による焼却も禁止されています。

伝統的行事によるものなど(どんど焼き^{など})一部例外もありますが、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害などで苦情が発生する場合は指導の対象となります。

廃棄物を処理するには
家庭ごみや落ち葉などの一般廃棄物は、収集場所に出してください。
産業廃棄物は、処理業者へ委託しなければなりません。

詳細な取り扱いは、ごみ減量推進課へお問い合わせください。
ごみ減量推進課
(☎042 - 438 - 4043)
環境保全課(☎042 - 438 - 4042)

寄附行為の禁止

議員は、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。実費が伴う行事や会費が必要な催しをご案内いただく際には、会費を明示してください。
議会事務局（☎）
(☎042 - 460 - 9860)

都営住宅の入居者募集

東京都直接募集および西東京市地元募集を行います。それぞれ入居資格や配布期間が異なりますので、ご注意ください。

❖東京都直接募集

(1)ポイント方式による募集(家族向けのみ) 900戸
(2)単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア 263戸
(3)事業再建者向定期使用住宅 10戸
(4)家族向・単身者向(一般募集住宅) 850戸
(5)定期使用住宅(若年ファミリー向) 480戸
(6)定期使用住宅(多子世帯向) 20戸
(7)若年ファミリー向 20戸
(4)~(7)の募集は見合わせていた平成23年5月募集区分の実施分です。

案内配布・受付
時 8月1日(月)~10日(水)
(土・日曜日除く)
場 保谷庁舎1階業務案内窓口、田無庁舎2階ロビー、柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所(土・日曜日を除く午前8時30分~午後5時)
都内各区・市役所などでも配布します。

8月6日(土)・7日(日)は、都庁第一本庁舎1階および東京都住宅供給公社募集センターでも配布。
事業再建者向定期使用住宅は、東京都中小企業振興公社本社・各支社でも配布。また、申込書類配布期間のみ、下記公社(☎)からダウンロードすることができます。
公社(☎) http://www.to-kousya.or.jp/
☎郵送で、8月15日(月)までに渋谷

郵便局(必着)へ郵送。
抽選日・抽選会場
【単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア・事業再建者向定期使用住宅】
時 9月21日(水)午前9時30分
場 都庁第二本庁舎1階
【家族向・単身者向(一般募集住宅)・定期使用住宅(若年ファミリー向)・定期使用住宅(多子世帯向)・若年ファミリー向】
時 9月28日(水)午前9時
場 都庁第二本庁舎1階
☎東京都住宅供給公社募集センター
募集案内の配布期間中は(☎0570-010810)それ以外は(☎03-3498-8894)

❖西東京市地元募集(シルバーピアのみ)
入居資格
(1)市内に3年以上居住している原則として親族と同居していない165歳以上の単身者であること
(2)所得が定められた基準内にあること
(3)住宅に困っていること
募集戸数 4戸
案内配布・受付
時 8月22日(月)~30日(火)
(土・日曜日除く)
場 保谷庁舎1階業務案内窓口、田無庁舎2階ロビー、柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所(土・日曜日を除く午前8時30分~午後5時)
☎9月5日(月)(必着)までに、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送。
都市計画課(☎)
(☎042 - 438 - 4051)

一時保育の予約方法が変わります

11月分の予約から公共施設予約サービスを使用した予約システムに変更します。このシステムを使用することにより、公共施設ロビー端末やインターネット、携帯電話などから予約が可能になります。

なお、従来の予約方法は、10月分の予約までとなりますのでご注意ください。
保育課（☎ 042 - 460 - 9842）

主な変更点

利用方法	利用する前にあらかじめ、保育課(田無庁舎1階)または一時保育実施園で登録申請をする(すでに、平成23年度登録をしている方は不要)
利用時間の区分	1日(午前8時30分~午後5時) 午前(午前8時30分~午後1時の間の4時間) 午後(午後1時~5時) 以上の3区分となります。
予約方法	インターネット、携帯電話(利用時間:午前9時~午前0時)ロビー端末(利用時間は各施設による)(1)電話(利用時間:午前9時~午前0時)※音声ガイダンスに従い、入力する。
申込開始日(抽選予約分)	利用する月の2か月前の10日から19日までの期間に希望日を登録 最大申込可能区分 8区分
抽選日	利用する月の2か月前の20日
当選確認	利用する月の2か月前の21日から月末までに端末で確認(2)
随時予約	利用する月の1か月前の1日から抽選予約で埋まらなかった日について、利用日の前日まで先着順で予約が可能
キャンセル	利用する日の前日までは、端末などでキャンセルが可能。当日キャンセルのみ利用予定の保育園に直接電話(午前8時45分までに)
予約開始月	11月分の一時保育の予約から実施(抽選予約9月、随時予約10月)
実施園	西原、ほうやちょう、みどり、田無、しもほうや、そよがせ、アスクたなし(11月1日から)の各保育園
その他	1 週間に3区分以上の申し込みはできません 随時申込は抽選予約当選日も含め12区分まで申し込み可 2 端末設置施設の場所、開館時間については、市(☎)でご確認ください。 3 当選確認期間中に公共施設予約管理システムで確認を行わない場合は、キャンセルしたものと扱います。